

中小静岡 企業静岡

CHUOKAI MONTHLY 2009

3
No.664

■特集 ここに着目 組合決算のツボ

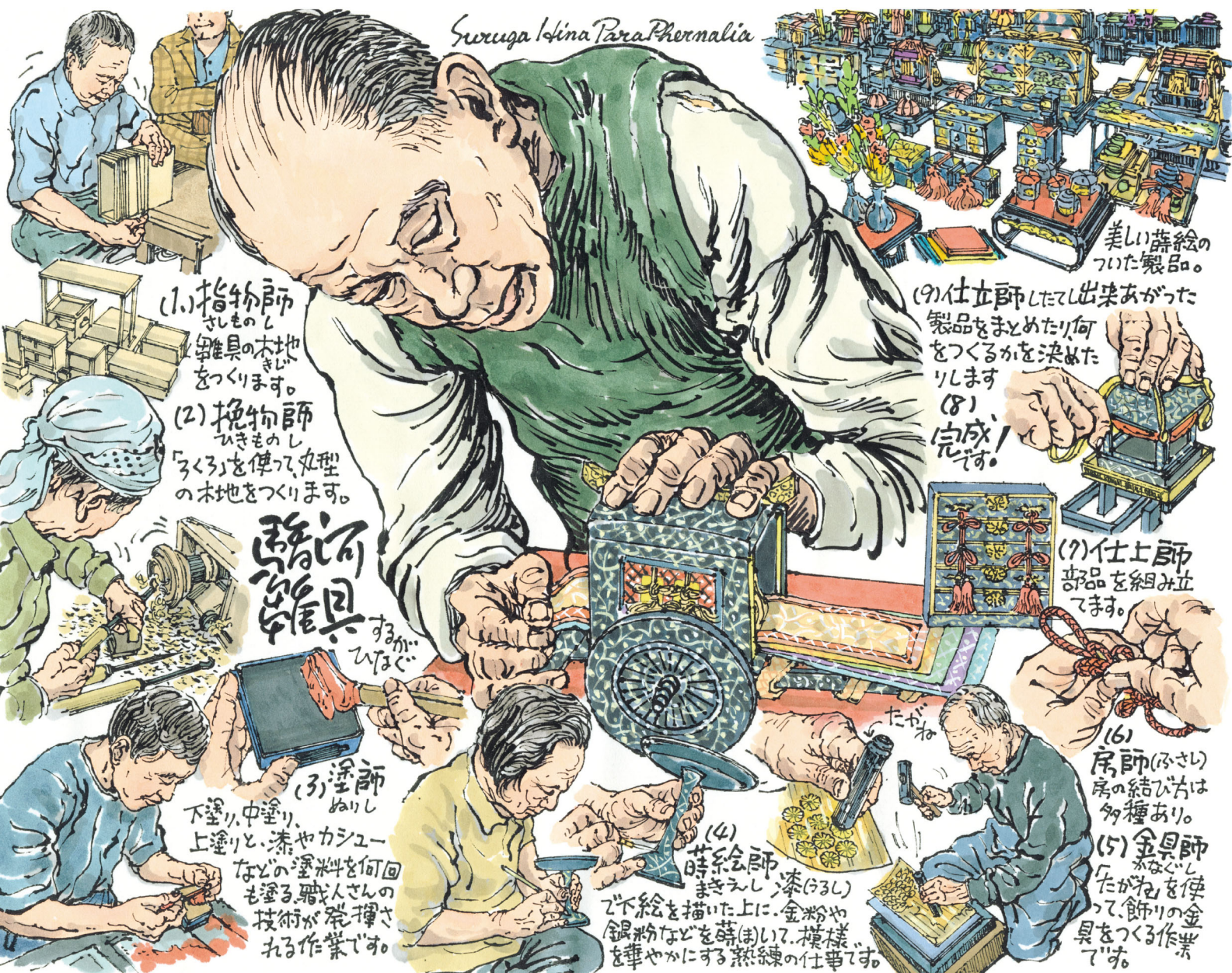
クローズアップインタビュー
赤帽静岡県軽自動車運送協同組合
稲井 弘理事長

Topics
平成20年度 表彰式典
シリーズ「くみあい百景」
寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合



富士山静岡空港

Shizuoka Hina ParaPhornalia



(1) 指物師
さしものし
雑具の木地
をつくります。

(2) 挽物師
ひきものし
「ろくろ」を使って丸型
の木地をつくります。

駿河
雑具
すまが
ひなぐ

(3) 塗師
ぬりし
下塗り、中塗り、
上塗り。漆やカシュー
などの塗料を何回
も塗る。職人さんの
技術が発揮さ
れる作業です。

(4) 蒔絵師
まきえし
漆(うるし)
で下絵を描いた上に、金粉や
銀粉などを蒔(ま)いて、模様
を華やかにする熟練の仕事です。

(7) 仕立師
したてし
出来あがった
製品をまとめたリ何
をつくるかを決定
します。

(8) 完成
です。

(9) 仕立師
部品を組み立
てます。

(16) 房師
ぶさし
房の結び方は
多種あり。

(5) 金具師
かなぐし
「たがね」を使
って飾りの金
具をつくる作業
です。

指物・漆器・蒔絵など高度な伝統技術を活かしくられる駿河雑具。



人を思う。未来を思う。

商工中金

個人向け新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定

1年、2年、3年から期間が選べる

固定金利の半年複利

お預け入れは50万円から

あなたのBANK

商工中金

●静岡 〒420-0853 静岡市葵区追手町6-3

☎054-254-4131

●浜松 〒430-0917 浜松市中区常盤町133-1

☎053-454-1521

●沼津 〒410-0832 沼津市御幸町17-5

☎055-931-2924

テレホンバンキングセンター

☎0120-299-233
受付時間/平日9:00~17:00(銀行休業日を除く)

ホームページ <http://www.shokochukin.co.jp/>

中小静岡 企業脚岡

2009 MARCH No.664

CONTENTS

特集 ここに着目 組合決算のツボ 2

クローズアップ
インタビュー **表彰式典で産業振興功労表彰を受章
「“赤帽”は真心を届けるサービス業」** 10
赤帽静岡県軽自動車運送協同組合 稲井 弘 理事長



Business
Report **天然食材を活かした新たな食品を開発
ほか** 12



Topics **平成20年度 表彰式典** 14

事務局多事済済 **設立から事務局担う
“後方支援”で組合員盛り立てる** 17
静岡県塗装看板業協同組合 事務局 府川郁子 さん

革新企業 **現場の声を商品に
“ゴム”の可能性を徹底的に追求。
完全オリジナル商品が誕生** 18
株式会社ゴムQ (掛川市)



視点・指導員の
現場から **企業の「生命保険」** 19

ネットワーク **産学共同研究成果発表会～地域の課題を
解決する～ ほか** 20

シリーズ
「くみあい百景」 **自然環境を活かし
日本一清楚な温泉保養地に** 22
寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合



新設組合・
読者プラザ **大井川環境資源協同組合 渡辺一文 理事長** 24
静岡県中央会 業務管理課 中島優希

今月のえがお



静岡室内装備量協同組合
(静岡市葵区)

徳田みつ子さん

前事務長の急逝で理事長に請われ、昨年4月、専業主婦から組合職員に。

「実家が畳屋で組合員。理事長は小さい頃からよく存じていましたし、畳に囲まれて育ったので、実家に帰ってきたみたい」とすぐに溶け込んだ。

組合事業の大きな柱は、公営住宅の畳替え。施工先の鍵の受け渡しや資材を取りにくる組合員などで事務局には人足が絶えない。

「明るく、ハキハキと応対することで、気持ちよく事務所に足を運んで頂ければ」としっかり役どころを心得る。

「なかなか時間がないので月に一冊くらいかな」という読書は、“カラマーゾフの兄弟”を読み終わり、次は“源氏物語”という古典ファンだ。

「“星の王子様”を読んで、本当に大切なものは目に見えない、ということを改めて感じました。読書から得るものは大きいですね」と目を輝かせ魅力を語る。

<http://www.siz-sba.or.jp/library/chusho-kigyo/0901/index.html>

特集

ここに注目

組合決算のツボ

いよいよ、三月を迎えた。本会会員の八割以上が決算を迎える、事業年度を締めくくる重要な月だ。そこで特集では、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分など決算書類の作成を中心に組合が押さえない組合決算のポイントをまとめた。適正で明確な決算処理にぜひお役立て頂きたい。

決算報告制度

「決算」とは、事業年度末において、その期間中の経営成績を計算し、その期末の財政状態を明確にする作業である。

中小企業等協同組合法（以下、「中協法」）では、組合運営の結果を示す事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案などの決算関係書類は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。理事は、理事会の承認を受けたこれら書類（決算関係書類、事業報告書、監査報告書）を、通常総会の通知とともに組合員に提供しなければならない、と規定している。

いよいよ、三月を迎えた。本会会員の八割以上が決算を迎える、事業年度を締めくくる重要な月だ。

そこで特集では、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分など決算書類の作成を中心に組合が押さえない組合決算のポイントをまとめた。

適正で明確な決算処理にぜひお役立て頂きたい。

また組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に決算書類を行政庁に提出することが義務付けられている。この規定に違反して書類を提出しなかったり、虚偽の書類を提出したときは、組合の役員は、過料に処せられるので注意が必要だ。

以上のほか会計報告に関連するものに、会計帳簿等の閲覧、謄写権及び検査の請求権に関する規定がある。

会計帳簿等の閲覧・謄写権とは、組合員は、総組合員の二〇〇分の三以上の同意を得れば理事に対し、会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができ、この場合に理事は、正当な理由がないの

にこれを拒んではならないとするもの。

一方、検査の請求権は、組合員は総組合員の二〇分の一以上の同意を得て、その組合の業務や会計が法令、定款、規約に違反する疑いがあることを理由として、行政庁にその検査を請求することができる。行政庁は、この請求があったときは、行政庁はその組合の業務又は会計の状況を検査しなければならないことになっている。

また行政庁は、組合の業務若しくは会計が、法令若しくは定款に違反する疑いがあり、又は組合の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合の業務若しくは会計に関して必要な報告を徴し、又は組合の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

以上のように決算書類やその基礎となる会計処理については、組合の理事及び監事は多くの責任があるとともに、組合員だけでなく行政庁も重大な関心を持ち適正な処理と報告を要求している。

したがって、会計担当者は組合会計基準を十分に理解してそれを遵守することが求められる。

なお決算関係書類は、中小企業等協同組合法施行規則（以下、中協法規則）に基づいて作成する必要があるが、様式は定められていないので、全国中小企業団体中央会制定の組合会計基準を準拠することをお勧めする。

ここに着目 組合決算のツボ

財産目録

会社法では、会社の決算書類として財産目録を作成することを要求していない。しかし、組合法では、決算書類として財産目録が法定されており（中協法第四〇条）、その作成は省略できない。

財産目録は、全ての資産及び負債の内容を詳細に表示説明したものであるため、貸借対照表のように単に科目と金額とを記載するだけでは不十分である。

その様式は、組合法計基準を参考とし、組合の実状に応じて作成すればよいが、作成上次の点に注意する。

- ① 科目は貸借対照表と同一のものを使用し、配列の順序や金額も同一とする。
- ② 単位は円とし、千円単位で記載することとは認められない。
- ③ 組合の規模に応じて一定金額以上の大口債権、債務については個別に掲記し、その他は「他〇〇」として表示する。

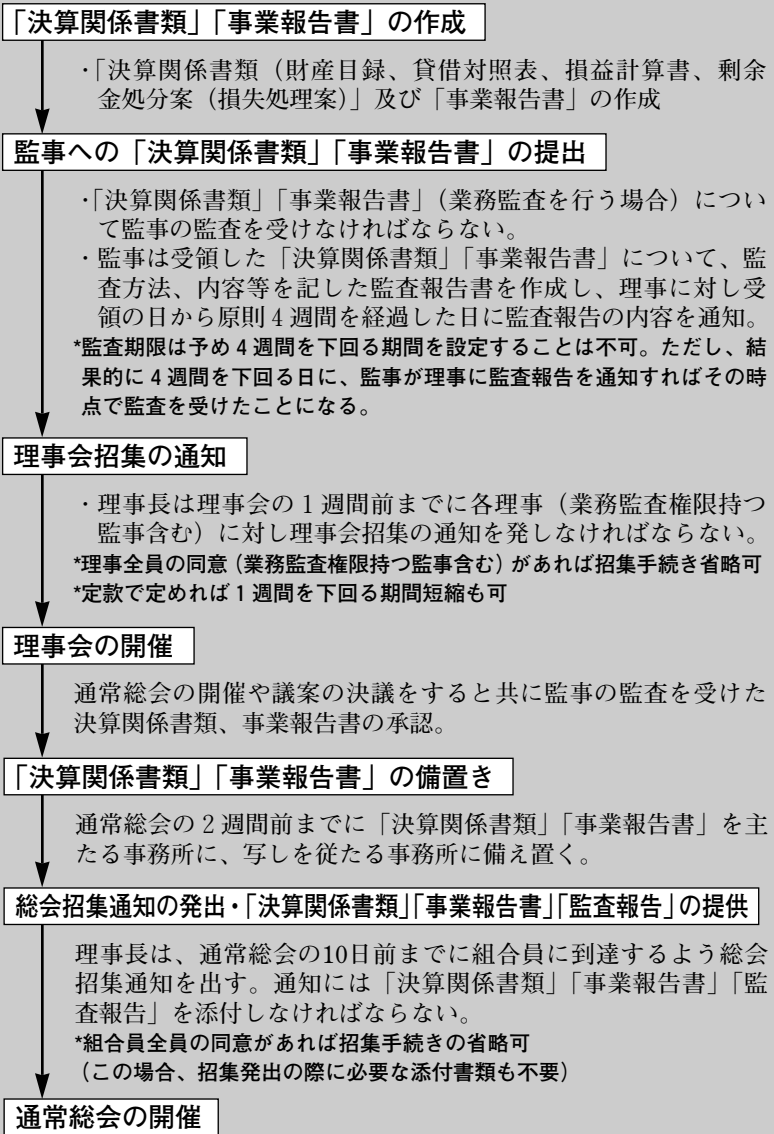
貸借対照表は、一定の日時における組合の財政状態を明らかにする資産、負債、純資産の対照表である。

貸借対照表に記載される資産の価額は、原則として当該資産の処分価額ではなく、取得価額である。

貸借対照表の作成にあたっては、企業会計原則に準拠しなければならないが、組合会計における剰余金の配当、持分の計算、加入金、事業別会計等、特殊な会計が必要となるから、注意が必要だ。

また、二年前の中協法規則改正により、貸借対照表の表示等に関する規定が設けられたことから、この規定を踏まえて作成する必要がある（図表② 貸借対照表 様式例参照）。

図表① 決算から通常総会開催までのフロー図



④ 貸倒引当金は、個々の主たる勘定ごとに控除して示すことができる。

財産目録の各科目の内容に付す価額は、財産という以上、貸借対照表上の帳簿価額ではなく、組合員の持分計算の基礎となる「時価」によるべきであるとの意見もある。しかし、現在、作成されている財産目録は、貸借対照表上の帳簿価額を移記し、正味財産額を貸借対照表の自己資本額に一致させることが一般的だ。

ただし、組合法計基準では財産目録の脚注に組合正味財産の価額を表示することになっている。

図表② 貸借対照表様式例(非出資商工組合を除く)

貸借対照表		平成 年 月 日	
(一 資産の部)		(二 負債の部)	
I 流動資産	××××	I 流動負債	××××
1 現金及び預金	××××	1 支払手形	××××
2 受取手形	××××	2 買掛金	××××
3 売掛金	××××	3 未払金	××××
4 貸付金	××××	4 短期借入金	××××
5 短期有価証券	××××	5 転貸借入金	××××
6 商品、製品、原材料等	××××	6 預り金	××××
7 前渡金	××××	7 未払費用	××××
8 前払費用	××××	8 未払法人税等	××××
9 未収収益	××××	9 未払消費税等	××××
10 繰延税金資産	××××	10 前受金	××××
11 その他の短期資産	××××	11 仮受賦課金	××××
12 貸倒引当金	△×××	12 前受収益	××××
流動資産計	××××	13 繰延税金負債	××××
		14 その他の短期負債	×××
		流動負債計	××××
II 固定資産		II 固定負債	
i 有形固定資産		1 長期借入金	×××
1 建物及び建物付属設備	×××	2 都道府県等借入金	×××
2 構築物	×××	3 組合員長期借入金	×××
3 機械及び装置	×××	4 長期未払金	×××
4 自動車陸上運搬具	×××	5 退職給与引当金	×××
5 工具、器具及び備品	×××	6 長期繰延税金負債	×××
6 土地	×××	固定負債計	×××
7 建設仮勘定	×××		
有形固定資産計	×××	負債合計	×××
ii 無形固定資産		(三 純資産の部)	
1 特許権	×××	I 組合員資本	
2 商標権	×××	i 出資金	
3 借地権	×××	ii 未払込出資金	△×××
4 ソフトウェア	×××	出資金計	×××
5 電話加入権	×××	iii 資本剰余金	
6 その他の無形固定資産	×××	1 資本準備金	
無形固定資産計	×××	(1) 加入金	×××
iii 外部出資その他の資産		(2) 増口金	×××
1 差入保証金・敷金	×××	資本準備金計	×××
2 外部出資金	×××	2 その他資本剰余金	
3 長期保有有価証券	×××	(1) 出資金減少差益	×××
4 長期前払費用	×××	iv 利益剰余金	
5 長期繰延税金資産	×××	1 利益準備金	×××
6 貸倒引当金	△×××	2 その他利益剰余金	
7 その他の資産	×××	(1) 教育情報費用繰越金	×××
外部出資その他の資産計	×××	(2) 組合積立金	
固定資産計	×××	① 特別積立金	×××
		② 〇周年記念事業積立金	×××
		③ 役員退職給与積立金	×××
		組合積立金計	×××
		(3) 当期末処分剰余金	
		又は当期末処理損失金	×××
		当期純利益金額又は当期純損失金額	×××
		前期繰越剰余金	×××
		又は前期繰越損失金	
		利益剰余金計	×××
III 繰延資産		II 評価・換算差額等	
1 創立費	×××	1 その他有価証券評価差額金	×××
2 施設負担金	×××	2 その他評価・換算差額等	
繰延資産計	×××	(1) 脱退者持分払戻勘定	×××
		評価・換算差額等計	×××
資産合計	×××	純資産合計	×××
		負債及び純資産合計	×××

(注) (1) 有形固定資産から直接控除を行っている金額。

減価償却累計額 ×××

減損損失累計額 ×××

(作成上の留意事項)

(1) 減価償却費、減損損失について、間接法を採用している場合には、個々の有形固定資産の取得価額から控除する形式で表示する。

個々の有形固定資産の取得価額 ×××

個々の有形固定資産の減価償却累計額 ×××

個々の有形固定資産の減損損失累計額 ×××

(2) 未払込出資金のない組合は、払込出資金、未払込出資金の表示をせずに、出資金のみの表示でよい。

損益計算書

組合が作成すべき損益計算書については、中協法規則に「損益計算書等は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない」(第七条)と規定され、**事業収益、賦課金等収入、事業費用、一般管理費、事業外収益、事業外費用、特別利益、特別損失**の区分の記載が義務付けられている。一方で、金額が重要でないものについ

ては、細分しないことも可能としているので、組合の実情に応じて判断することが必要である。複数の事業を行う組合は、原則として事業別損益計算を行い、それぞれの事業から生ずる損益を明らかにする必要がある。その計算の結果は、通常総会で、費用負担の合理性について組合員の承認を求めるとともに、次年度の収支予算立案の参考資料に供される重要な役割ももつ。

なお、費用配賦表は中協法規則に特段の規定はないが、損益計算書の一部を構成する書類であり、事業別損益計算書を作成する際に事業の間接的な経費を各事業別に損益に配賦する場合に作成する。製造原価報告書も同様に作成の義務はないが、製造原価の内容を記載する報告書として損益計算書へ添付することができ

(図表③) 損益計算書 様式例 参照

組合活性化情報

ここに着目 組合決算のツボ

図表③ 損益計算書様式例(非出資商工組合を除く)
事業別損益計算書を必要とする組合を対象にした様式例

損益計算書		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
(三 事業費用の部)		(一 事業収益の部)	
I 販売事業費用		I 販売事業収益	
1 売上原価		1 売上高	
(1)期首棚卸高	××	(1)外部売上高	××
(2)当期仕入高	××	(2)組合員売上高	××
(3)期末棚卸高	△××	(3)受取手数料	××
2 販売費		2 その他販売収益	×××
(1)配賦経費	××	(1)販売雑収入	××
(2)手形売却損	××	(2)〇〇〇収入	××
(3)貸倒引当金繰入	××	計	×××
3 販売事業利益		II 購買事業収益	
又は販売事業損失	××	1 売上高	
計	×××	(1)組合員売上高	××
II 購買事業費用		(2)外部売上高	××
1 売上原価		(3)受取手数料	××
(1)期首棚卸高	××	2 その他購買収益	×××
(2)当期仕入高	××	(1)購買雑収入	××
(3)期末棚卸高	△××	(2)〇〇〇収入	××
2 購買費		計	×××
(1)配賦経費	××	III 金融事業収益	
(2)手形売却損	××	1 受取貸付利息	××
(3)貸倒引当金繰入	××	2 受取貸付手数料	××
3 購買事業利益		3 その他金融収益	
又は購買事業損失	××	(1)金融受取利息	××
計	×××	(2)〇〇〇収入	××
III 金融事業費用		計	×××
1 転貸支払利息	××	IV 生産・加工事業収益	
2 金融費		1 売上高	
(1)担保設定料	××	(1)組合員売上高	××
(2)配賦経費	××	(2)外部売上高	××
(3)金融支払利息	××	(3)受取手数料	××
(4)貸倒引当金繰入	××	2 その他生産・加工収益	×××
3 金融事業利益		(1)生産・加工雑収入	××
又は金融事業損失	××	(2)〇〇〇収入	××
計	×××	計	×××
IV 生産・加工事業費用		V その他事業収益	
1 売上原価		1 受取施設利用料	××
(1)期首棚卸高	××	2 受取保管料	××
(2)当期製品製造原価	××	3 受取検査料	××
(3)期末棚卸高	△××	4 受取運送料	××
2 生産・加工費		5 教育情報課金収入	××
(1)配賦経費	××	6 教育情報費用繰越金取崩	××
(2)〇〇〇費	××	7 仮受賦課金繰入・戻入	××
(3)貸倒引当金繰入	××	8 福利厚生事業収入	××
3 生産・加工事業利益		9 〇周年記念事業積立金取崩	××
又は生産・加工事業損失	××	計	×××
計	×××	事業収益合計	×××
V その他事業費用		(二 賦課金等収入の部)	
1 施設事業費	××	VI 賦課金等収入	××
2 保管事業費	××	1 賦課金収入(平等割)	××
3 検査事業費	××	2 賦課金収入(差等割)	××
4 運送事業費	××	3 特別賦課金等収入	××
5 教育情報事業費	××	4 参加料収入	××
6 研究開発事業費	××	5 負担金収入	××
7 福利厚生事業費	××	賦課金等収入合計	×××
8 〇周年記念事業費	××	(五 事業外収益の部)	
9 貸倒引当金繰入	××	VII 事業外収益	
施設費、保管費、検査費、運送費、教育情報費、研究開発費、組合員福利厚生費、〇周年記念事業費には、配賦経費の配賦を行わない方法を選択した。		1 受取利息	××
事業費用合計	×××	2 受取外部出資配当金	××
事業総利益金額又は事業総損失金額	×××	3 為替差益	××
(四 一般管理費の部)		4 協賛金収入	××
VI 一般管理費		5 加入手数料収入	××
1 人件費		6 事業経費補助金収入	××
(1)役員給料	××	7 雑収入	××
(2)職員給料	××	事業外収益合計	×××
(3)福利厚生費	××	(七 特別利益の部)	
(法定福利費、厚生費)		VIII 特別利益	
(4)退職金、退職共済掛金	××	1 固定資産売却益	××
		2 補助金収入	××
		3 貸倒引当金戻入	××
		(5)退職給与引当金繰入	××
		(6)退職給与引当金戻入	××
		(7)役員退職金	××
		(8)役員退職給与積立金取崩	×××
		2 業務費	
		(1)教育研究費、研究開発費、新聞図書費	××
		(2)旅費交通費、通信費	××
		(3)会議費	××
		(総会費、理事会費、部・委員会費、支部会議費)	××
		(4)消耗品費、事務用品費、印刷費、器具備品費	××
		(5)賃貸料、支払家賃、支払保険料、水道光熱費、修繕費、車両費、コンピュータ関係費	××
		3 諸税負担金	
		(1)租税公課	××
		(2)消費税等	××
		4 事業費へ配賦	
		(1)販売費へ配賦	△××
		(2)購買費へ配賦	△××
		(3)金融費へ配賦	△××
		(4)生産・加工費へ配賦	△××
		一般管理費合計	
		事業利益金額又は事業損失金額	×××
		(六 事業外費用の部)	
		VII 事業外費用	
		1 支払利息	××
		2 為替差損	××
		3 寄付金	××
		4 創立費償却	××
		5 繰延消費税等償却	××
		6 貸倒引当金繰入	××
		7 貸倒損失	××
		8 雑損失	××
		9 有価証券評価損	××
		事業外費用合計	×××
		経常利益金額又は経常損失金額	×××
		(八 特別損失の部)	
		VIII 特別損失	
		1 固定資産売却損	××
		2 固定資産除却損	××
		3 固定資産圧縮損	××
		4 災害による損失	××
		5 前期損益修正損	××
		6 減損損失	××
		7 その他特別損失	××
		特別損失合計	×××
		税引前当期純利益金額	
		又は税引前当期純損失金額	×××
		IX 税等	
		1 法人税等	××
		2 法人税等調整額	××
		計	××
		当期純利益金額又は当期純損失金額	×××

この様式は、費用配賦表により算出した部門別配賦経費の合計金額を部門費に計上し、部門別の事業利益又は事業損失表示したものである。

剰余金処分（損失処理）

組合は、定款で定める額に達するまで、毎事業年度の剰余金の二〇分の一以上を利益準備金として積み立てなければならぬとされ、その額は出資総額の二分の一を下ってはならず、損失をてん補に充てる場合を除いては、取り崩しはできない。

さらに、教育情報提供事業を行う組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二〇分の一以上を翌年度に繰り越さなければならぬ。これは、教育情報費用繰越金と呼ばれ、組合員に対する教育や情報提供事業が極めて重要であることを考慮して特に定められている。

「毎事業年度」の剰余金とは、その事業年度に発生した収益と費用との差額を意味し、前期繰越利益は含まないので注意が必要だ。これは、もし前期繰越利益を加算すれば前年度既に準備金積立ての対象としたものに対して、二重に対象とすることになるからである。

前期繰越損失がある場合は、まず前期繰越損失をてん補しなければ、他の処分ができない。したがって前期繰越損失をてん補してお残額があるときに限り、所定の規定によって処分を行うことができる。

また、定款の定めや総会の決議により、剰余金を任意で積み立てることができる。以上のように、欠損をてん補し、利益準備金と教育情報費用繰越金並びに定款に定

める任意積立金の積立てを行った後ではじめて剰余金の配当を行うことができる。

剰余金処分案は、その事業年度において発生した剰余金をどのように処分するかを決める書類で、通常総会に議案として提出され、承認を受け処分が決定すれば、総会の日の日付をもって経理処理を行う。

当期が未処理損失の場合は、損失処理案とし、次期に損失を繰り越すこともできるが、次年度以降の利益で解消できる見込みがないときは、定款に定める順序に従い、任意積立金、利益準備金、資本準備金を取り崩しててん補することが望ましい。

なお、剰余金処分案とするか損失処理案とするかは当期が未処分利益か未処理損失であるかによって定まる。つまり、前期繰越損失が、当期利益を上回り差引で当期未処理損失となれば損失処理案、前期繰越利益が当期損失を上回り、差引で当期未処分利益となれば、剰余金処分案となる。

当期利益や当期損失のいろいろなケースを想定し、図示したのが図表④である。

Aは前期、当期とも利益が出ているケース。Bは当期末処分利益二〇をもとに積立しておよび繰越しを行う例。Cは当期末処分利益がゼロだから積立てなどを行わずともよい。DやEは、当期損失であるため積立てなども不要。Fの場合は、当期利益は一〇〇だが前期繰越損失が一三〇計上されており、当期末処分損失三〇を処理するため、損失処理案を作成することとなる。

図表④ 剰余金処分と損失処理の区分

方法	剰余金処分				損失処理	
	A	B	C	D	E	F
I. 当期末処分利益	180	20	0	30	-	-
当期末処理損失	-	-	-	-	△20	△30
1. 当期利益	100	100	100			100
当期損失				△70	△70	
2. 前期繰越利益	80			100	50	
前期繰越損失		△80	△100			△130
II. 剰余金処分額	25	5				
1. 利益準備金	10	2				
2. 特別積立金	10	2				
3. 法定繰越金	5	1				
III. 次期繰越利益	155	15	0	30	-	-
次期繰越損失	-	-	-	-	△20	△30

教育情報費用繰越金

前述のとおり、教育情報事業を行う組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二〇分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ（中協法第五八条四号）と定められている。

この教育情報費用繰越金は、剰余金の処分によって計上されるものであり、教育情報事業のための使用という一定の目的のために留保した利益剰余金であると言える。

しかし、法の趣旨は、組合に剰余金が生じた場合、必ずその一定部分をその後の事業年度で組合における教育情報事業の費用に充てさせ、教育情報活動を充実させよう

ここに着目 組合決算のツボ

という点にある。このため、教育情報費用繰越金は使用されることが前提となっており、他の積立金のように毎年積増しできるものでもなく、損失のてん補に充てることもできない。こうした意味からすれば、教育情報費用繰越金の会計的性格は、負債性引当金に類似したものとなる。

このように教育情報費用繰越金は、利益剰余金と負債性引当金との両方の性格をもつが、中協法規則では、純資産の部に属するものとし、その他の利益剰余金の項目に「教育情報費用繰越金」を設けている。

教育情報費用繰越金は、原則として次年度に取り崩されるので、期末に残高がなく、貸借対照表に計上されないのが通常だが、仮に、使用残額があれば、貸借対照表の純資産の部に掲記しなければならない。

取り崩したときの取崩額は組合会計基準では、勘定科目表の「収益勘定」における「教育情報事業収益」に属することとしている。事業別損益計算を行わない組合の損益計算書では、教育情報事業収益の内訳の「教育情報費用繰越金取崩」として経常収入項目に取り扱われ、事業別損益計算書が必要とする組合（図表③）では、「その他事業収益」の内訳に「教育情報費用繰越金取崩」として表示される。

教育情報費用繰越金は税務上、前期課税済の所得の中から積み立てられた積立金であるので、その戻入れによる利益は益金不算入となる。

事業利用分量配当金

組合が行う事業は、組合自体が直接に利益を得ることを目的とするものではなく、その組合員の行う事業の利益を増進し、その経済的地位の向上を図ることにある。したがって、共同事業によって得た利益はこれをまず、その組合と組合員との取引の分量に応じて分配することが好ましい。

中協法では、「組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に応じてするものとし、出資額に応じて配当をするときは、その限度が定められていること」（中協法第五条四号）と定め、組合の要件の一つとしている。

税務上、協同組合等が各事業年度において支出する次の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとなる（法人税法第六〇条の一）。

- ①その組合員その他の構成員に対しその者が当該事業年度中に取り扱った物の数量、価額その他その協同組合等の事業を利用した分量に応じて分配する金額
- ②その組合員その他の構成員に対しその者が当該事業年度中にその協同組合等の事業に従事した程度に応じて分配する金額

利用分量配当金は、組合員が組合に支払った事業取扱手数料等の割戻しに相当するもので、決算にあたっては、これを剰余金処分案で計上して、総会の承認を受けることとなっている。

利用分量配当を行うためには、事業別損益計算が実施されることが必要で、一つの事業についての利用分量配当は、その事業によって生じた利益の範囲内において、組合と組合員との取引の量に応じて分配することが必要だ。

法人税法上、利用分量配当は損金の額に算入することとなっているが、損金算入ができる分配は、その剰余金が組合と組合員との取引やその取引を基礎に行われた取引で生じた剰余金から成る部分の分配に限られる。このため、固定資産の処分等による剰余金や組合員の利用がないと認められる事業（自営事業）から生じた剰余金のように組合員との取引に基づかない取引による剰余金の分配は、該当しないから注意する。

この利用分量配当に該当しない剰余金の分配は、組合員に対する出資配当金に該当する。したがって、損金算入の適用を受けるためには、組合員との取引によって生じた剰余金と、そうでない剰余金を区分する必要があるが、会計上明確に区分されない適用が受けられないことがあるので十分に注意しなければならない。

また、員外利用がある事業部門の組合員以外の者との取引による剰余金部分は、事業利用分量配当金の対象とすることができないので売上高などによって、按分計算を行って除外する。

配当の方法は、組合員が当期に組合の事

業を利用した分量に応じて事業の種類別に一定の率で行う配当に限られ、同一の種類として区分した事業の中で利用量の多寡によって率に差を設けることは許されない。このため組合は、組合員の利用度を明確に把握し、算出根拠を明らかにする必要がある。

以上のように、税法上、損金算入が認められる利用分量配当金の条件が厳しいのは、税法が特に協同組合という性格を考慮して、特例を設けているためである。この特例は原則として確定申告書に損金算入に関する明細の記載がある場合に限って適用される。

組合は利用分量配当金の支払にあたっては、源泉所得税を徴収する必要はなく、損金算入の取扱いを受けた部分は、支払を受けた法人組合員の側では益金算入しなければならず、受取配当金の益金不算入の対象とすることはできない。

一方、組合員が個人事業者である場合は、組合が損金算入とした利用分量配当金は事業所得の収入金額となり、組合が損金不算入としたものは配当所得となる。

組合によっては、剰余金の処分としないて割戻し等の名称で組合員に還元する例もあるが、この場合は、組合で妥当な割戻し基準を定め、損金経理によって支出していれば、損金算入が認められる。

なお、企業組合の従事分量配当は、損金算入が認められず通常の利益配当として取

り扱われるので、配当にあたっては二〇%の源泉徴収を行う必要がある。また、企業組合の出資配当以外の配当も、損金算入が認められず通常の利益配当となり、同様に取り扱われる。

出資配当金

剰余金処分の項でも述べたとおり、中協法では組合は損失をてん補し、利益準備金及び教育情報費用繰越金を控除した後でなければ剰余金を配当してはならず、剰余金は、定款の定めによって、組合員が組合の事業を利用した分量に応じ、又は年一割を超えない範囲内において払込済出資額に応じてしなければならない（中協法第五九条一号、二号）こととなっている。

では、組合員に対する配当は、利用分量配当、出資配当どちらを優先すべきか。

中協法や組合の本質から考えて、利用分量配当を優先すべきだとの説もあるが、出資金の運用によって剰余金が生じた面も無視することができず、法律で制限している年一割を超えない範囲内での出資配当を行うことは、法の精神に反するものではないので、利用分量配当と出資配当とを併せて行うことが妥当な配当のあり方ではないかと判断される。

実際の運営方法では、共同体としての資本充実を図るための出資金に対し、適正金利を支払うという意味で、まず出資配当し、残額を利用分量配当とすることが望ま

しいとする意見もある。

出資配当は、利用分量配当と異なり課税対象金額とされる上に、支払にあたっては二〇%の源泉所得税を徴収しなければならないなどから、とかく出資配当の方が利用分量配当より敬遠される傾向もある。

出資配当金は、組合員にとって通常の配当金であり、法人組合員では受取配当金の益金不算入、個人組合員では配当控除の対象となる。

組合は、通常総会に提出する剰余金処分案の作成にあたって、あらかじめ定められた率を各組合員の出資額に乗じて各組合員の配当金額を計算しその総額を剰余金処分案に出資配当金として計上する。配当金の計算にあたっての端数処理については、通常定款に定めがあるので、それを参照して計算することが必要となる。

年度の途中において増資払込みが行われたときは、払込日を異にするに従って年度中における払込金の稼働期間が異なるので、各月末の払込済出資金を基にした月割計算や積数計算によって配当金額を計算すればよい。

組合に未払出資金がある場合、定款で配当金を出資金に充当する旨の規定があるときは、払込完了に至るまで配当金を出資払込に充てることができる。

組合員持分

「組合員持分」には、ふたつの意義がある。

ここに着目 組合決算のツボ

ひとつは、組合員が組合に対して有する権利義務の総称、つまり組合員たる地位を意味する場合。もうひとつは、組合員が組合財産に対して共有部分として有する計算上の価額を意味する場合である。

例えば法で「持分の譲渡」といえば前者を、「持分の払い戻し」といえば後者を指す。組合員は、原則、組合を脱退すると同時にその持分の払戻請求権を取得する。

この請求権は、組合員の絶対権だが、その権利の行使は「定款に定めるところにより」行われなければならない。また、「持分の全部又は一部の払戻を請求することができる」とあるので、定款に一部払戻しの規定を置くことはできるものとされている。したがって、定款の規定によっては、全部の払戻しを受ける場合、あるいは、その一部だけの払戻しか受けられない場合もある。

脱退した組合員の持分は、その脱退した事業年度の終わりにおける組合財産によって算定される。この場合の財産の評価は、協同組合の事業の継続を前提とし、なるべく有利に一括譲渡する価額＝時価によるべきものとされている（昭和四四年二月一日、最高裁判決）。

持分払戻請求権は、持分の算定後に行われることになるから、自由脱退の場合には問題ないが、法定脱退の場合は脱退と同時に請求権を取得しても、事業年度末まではこれを行えることができない。

法は持分の算定方法について特に定めて

いないため、組合の定款で自由に定めてよい。一般には、改算式持分算定方法（均等式持分算定方式）と加算式持分算定方法の二つがある。

改算式は、出資一口につき各持分が均等となる方法で、具体的には、組合の正味財産の価額を出資総口数で除することにより出資一口についての持分額を算定する方法である。この方法は簡便であるが、出資一口当たりの持分額を維持するため、原始加入者及び増口分の出資払込みに際しては、持分調整金としての加入金を徴収する必要が生じる。

ただし、組合の正味財産が出資金を上回っている場合でも、定款の規定により脱退者の持分の払戻しを出資限度としている組合は、持分を調整する必要が生じない。持分調整金は徴収できない。

持分調整金としての加入金は、法人税法上資本等取引に該当し、益金不算入となる。一方、加算式は、各組合員につき事業年度ごとに、組合の正味財産に属する出資金、準備金、積立金その他の財産についてその組合員の出資口数、払込済出資金額又は事業の利用分量（企業組合にあつては従事分量）を標準として算定加算（損失が生じた場合はそのてん補額を控除）する方法である。この方法によるときは、各組合員の持分は、加入時期、事業の利用量等により不均一となり、その計算も事務処理も複雑となるが、持分調整金の問題は生じない。

《参考資料》

- 「中小企業等協同組合会計基準」
全国中央会編 第一法規
- 「中小企業組合必携」
全国中央会著 全国協同出版
- 「中小企業等協同組合法逐条解説」
全国中央会編集
- 「中小企業庁創業連携推進課監修 第一法規
協同組合の会計と税務」
大阪監査法人 編 清文社
- 「中小企業組合会計（決算編）」
全国中央会編（財）中小企業情報化促進協会



▶静岡県中央会でも販売している組合向けの参考図書。

一月三日に開催された中央会表彰式典で、栄えある産業振興功勞表彰を受けた。

「“赤帽”が広く認められた証し」と感慨を込め、喜びを表す。

軽自動車による個人運送業者“赤帽”が誕生したのは昭和五〇年。全国各地に貨物の共同荷受や共同配車などを目的とした協同組合が誕生し、本県でも法人化の動きが高まる中、そのとりまとめ役を買い、県内を奔走した。昭和五五年、二六人の“赤帽”による協同組合が設立され、役員に推された。

「組合はできたが、二〇人あまりでは、広い静岡県をカバーすることは到底できないし、荷主の信用を得ることも難しい。そこで、最優先で組織強化に取り組んだ」。

県内各地で募集説明会を開催するなど精力的に組合員を勧誘。設立から一〇年足らずで組合員は一〇倍近くに増えた。さらに静岡市の本部に加え、浜松と沼津にも配車センターを設置し、共同配車事業を軌道に乗せるなど、副理事長として采配をふるった。

平成一〇年、理事長に就任。

「高度成長、バブル経済と続いた上り坂の時代が終わり、下り坂に差し掛かった時期だった」。

東西の配車センターを廃し、本部に集約するという苦渋の決断を下し

表彰式典で産業振興 功勞表彰を受章

「“赤帽”は真心を届ける サービス業」

クローズアップインタビュー

赤帽静岡県軽自動車運送協同組合

稲井 弘理事長



た。その一方で、「県との間で結んだ防災協定に基づく緊急支援物資輸送の拠点機能や組合員への教育研修の場として、絶対に必要」と老朽化が著しかった組合会館の改築に踏み切るなど、新たな仕掛けも忘れない。

高齢を理由に組合を去る組合員が増える一方、脱サラ組を中心に新たに組合に加わる者も多い。

「昨日までのサラリーマンを一人前の事業主に育てるため、組合が行う教育研修の意義は極めて大きい」と自ら講師を務めるなど、三〇年以上にわたり蓄えた豊富なノウハウを惜しみなく伝える。

「我々は、単にモノを運ぶ運送業ではなく、荷主に代わり荷物とともに真心を相手に届けるサービス業。そういう意識を常に持ち続けたい」。

広島県出身。昭和五四年、夫人の実家のある静岡に移り、開業した。

自宅のある富士市から毎日、富士山をカメラに収める。

「季節ごと、日ごとに富士山の表情は違う。見れば見るほど魅せられる」。

高校時代、東京に向かう寝台列車から、初めて朝日に輝く富士を見た。

「ことばに表せない感動を受けた。こんな素晴らしいものを毎日観ることができると静岡の人は本当に幸せだな、と羨ましく思った。そこに今住んでいるのは運命だね」。

静岡労働局からのお知らせ



労働基準監督署とハローワークの管轄が一部変更

平成21年4月1日予定

すでに実施されました各市町村の合併により、静岡県内の下記労働基準監督署及びハローワーク（公共職業安定所）の管轄は、平成21年4月1日から次のとおり一部変更される予定です。

事業場関係者の皆様には、各種の書類等の提出にあたりご留意をお願いします。

〈労働基準監督署の取扱内容〉

- ・就業規則の届出
- ・時間外協定（36協定）の届出
- ・労働者死傷病報告
- ・クレーン・ボイラー設置等の届出
- ・労災保険請求
- ・労災年金の届出
- ・労働保険の加入等各種手続・届出 など

〈ハローワークの取扱内容〉

- ・求人申し込み、職業相談・職業紹介
- ・各種助成金の相談手続
- ・障害者・高齢者の職業相談・紹介
- ・雇用保険関係の各種届出
- ・雇用保険受給の手続
- ・各種助成金申請の手続
- ・労働保険の加入等各種手続・届出 など

区 域	関連署所	3月31日まで	4月1日から
沼津市のうち旧戸田村 戸田、井田	労働基準監督署	三 島	沼 津
	ハローワーク	三 島	沼 津
富士市のうち旧富士川町 木島、小山、室野、相生町、岩淵上町、吉津、舟山町、坂下、岩淵旭町、中之郷堺町、中之郷川坂、中之郷新町、新町本町、四十九町、中之郷宮町、小池、大楽窪、中之郷本通、中之郷幸町、東町、中之郷日の出町、かぎあな、南松野、松野富士見町、松野八幡町、清水町、富士松野、大北町、俣下町、中野台	労働基準監督署	静 岡	富 士
	ハローワーク	清 水	富 士
御前崎市のうち旧御前崎町 御前崎、白羽、港	労働基準監督署	島 田	磐 田
	ハローワーク	榛 原	掛 川
浜松市天竜区のうち旧春野町 春野町領家、春野町堀之内、春野町胡桃平、春野町和泉平、春野町砂川、春野町大時、春野町長蔵寺、春野町石打松下、春野町田黒、春野町筏戸大上、春野町五和、春野町越木平、春野町田河内、春野町牧野、春野町花島、春野町杉、春野町川上、春野町宮川、春野町気田、春野町豊岡、春野町石切、春野町小俣京丸	労働基準監督署	磐 田	浜 松
	ハローワーク	磐 田 天 竜	天 竜
磐田市のうち旧豊岡村 家田、耆貫地、岩室、大平、大当所、掛下、上神増、上野部、神増、合代島、敷地、下神増、下野部、新開、惣兵衛下新田、平松、松之木島、万瀬、三家、虫生、社山	労働基準監督署	浜 松	磐 田
	ハローワーク	天 竜	磐 田

※ 労働保険番号の変更等につきましては、該当事業場に平成21年10月頃までに通知させていただく予定ですので、それまでは現行の番号を使用してください。

お問い合わせ先 静岡労働局 総務部 総務課

静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎 Tel.054-254-6317
または、各労働基準監督署、各ハローワークまでお問い合わせください。

天然食材を活かした新たな食品を開発

静岡県食料産業クラスター協議会

地域の食品産業と農水産業の連携を通じ、新たな商品やサービスの開発を目指す県食料産業クラスター協議会では、一月二六日、静岡市の「静岡市産学交流センター」で産学官交流セミナーを開いた。

同セミナーは、県立大学の「健康」に関する研究成果を県内の食品製造業者らに幅広く知ってもらい、その成果を活用した新たな食品開発を進めようと同大学と共催で行われ、八〇人近い食品製造業者らが出席。天然食材を利用した新たな食品開発や地域資源活用の可能性を探った。

食品栄養科学部の熊澤茂則准教

授は、赤ワインなどに含まれるポリフェノールの成分表のデータベース化に成功した経緯や食品への応用について報告。

大学院生活健康科学研究科の下位香代子教授は、アントシアニンなど、色をもつフラボノイドの疫病予防効果や安全性について、詳細な数値を基に説明した。

米の持つ機能などについて研究を進めている食品栄養科学部の貝沼やす子教授は、その集大成として開発した米ペーストを用いたパンを紹介した。

米を数時間水に浸し、超微粒磨砕機で数回粉砕したペーストを三

〇%使用した食パンは、小麦一〇〇%のものと同程度に膨らみ、米の持つ機能性も保持されるという。

同協議会では今後、販路開拓を含む具体的な

商品化や事業化の支援を検討していくこととしている。

以上の講演に続き、生活習慣病の予防に効果がある低GI食を、県立大との共同研究で開発した(株)アオノミート青野盈弧社長より、開発経緯やその機能などについて説明した。

セミナー終了後に行われた交流会では、講演で発表された米パン

をはじめ、米ペースト入りうどん、駿河湾海洋深層水入り液体肥料、裾野産茶葉一〇〇%使用本格焼酎、ふるさと食品コンクール県知事賞の受賞作である荒畑園の国産プー

ール茶など、協議会賛助会員企業などが新作や自信作を出品。展示や試食を通じ、参加者に商品を積極的にアピールした。

官公需適格組合の活用を

官公需問題懇談会・静岡県中央会

静岡県中央会は、中小企業や組合の受注拡大のための支援のあり方を研究する「官公需問題懇談会」を二月五日、静岡市の「クーポール会館」で開催した。

懇談会には、県内の官公需適格組合など組合関係者や発注者である行政の担当者らあわせて三二二人が出席した。

はじめに、全国の官公需適格組合の実態に精通する中小企業診断士の清水透氏が「これでガッチリ！官公需適格組合成功事例に学ぶ」のテーマで講演した。

清水氏は、

「新たな工法やシステムを開発し

オンリーワン戦略を進める組合や組織率を高めアウトサイダーに対する優位性を確保する組合、取扱商品のブランド力を活かし民需に進出する組合など、全国には多くの成功事例が存在する。いずれも

▲受発注双方が質疑応答や情報交換を通じ、理解を深めた。



▶研究や開発の結果を報告する熊澤准教授(左上)、下位教授(右上)、貝沼教授(左下)、青野社長。交流会では地元産食材をふんだんに使った新商品が紹介された。



組合活性化情報



▶全国から組合ブランド「自然の味そのまんま」を扱う食品メーカーが出席。こだわりの新商品も続々登場した。

全国からこだわりの食が勢揃い

こだわりの味協同組合

全国の食料品製造業者らが加入するこだわりの味協同組合（富永昌良理事長・静岡市）では、二月一日、静岡市の「ツインメッセ静岡」で「こだわりの味 食品展示会」を開催した。

同展示会には、組合が定める基準を満たした商品に認定される組合ブランド「自然の味そのまんま」を扱う食品メーカー六四社が出展。

また、組合の趣旨に賛同し「自然の味そのまんま」の販売を手がける全国のスーパーや小売店一四店による「スーパーマーケット紹介ブース」、環境に配慮した包装資

発注者が求めるニーズを的確につかみ、信用と実績を積み重ねた結果である。明確な目的意識をもち、組合が一枚岩となることが重要だ」と説いた。

幅広い情報交換が行われ、相互理解を深めた。官公需適格組合は、官公需の受注に意欲的で、かつ、受注した契約を十分履行できる経営基盤が整備されている組合であることを国が証明する制度。県内では工事関係三二組合、物品・役務関係二一組合の計五三組合が証明取得し、積極的な受注活動を行っている。

温泉郷で「鶴退治」

伊豆長岡温泉旅館協同組合

伊豆の国市観光協会・伊豆長岡温泉旅館協同組合（渡辺久芳理事長）共催の「鶴（ぬえ）ばらい祭」が一月二八日、伊豆長岡温泉郷で行われた。

この祭りは、「鶴（頭が猿、胴が虎、尾は蛇）」と呼ばれる怪物を、源頼政が退治したという故事にちなみ、災難を払い、福を招く新年の厄払いとして毎年同日に実施しているもので、今年で四四回目。

温泉街に響き渡る太鼓の音とともに鶴のパレードが、長岡温泉、古奈温泉を練り歩いたのち、祭りにあわせて練習を積んだ二〇人を超える地元の中学生在が、鶴や源頼政などに扮して、優美でコミカル



▲鶴や武將に扮した地元の中学生在が、優美でコミカルに立ち回った。

材を扱う資材メーカー〇〇社が出展した「包装資材展」も開催され、二〇〇〇人を超える来場者で賑わった。「新商品展示コーナー」には、国産小麦使用の手延そうめん、鹿児島出水産のあさくさ海苔、山梨産ぶどうジュースなど、厳しい認定基準をクリアして今月から店頭に並ぶ新商品もお披露目され、来場者の注目を浴びていた。

組合では、「昨年を上回る多くのお客様に足を運んで頂いた。当組合が取り組む安心・安全で品質、味、価格にこだわった商品づくりが年を重ねるごとに支持を集めていることを実感する。今後もこだわりの商品を開発し、お客様の期待に応えたい」と意欲をみせた。

に立ち回る「鶴踊り」を披露した。組合では、「中学生の鶴踊りが評判を呼び、真冬の温泉街の風物詩として欠かせない祭りに定着した。多くのお客様に温泉街へ足を運んで頂けるようさらにPRしていきたい」と語った。

TOPICS

[トピックス]

平成二〇年度 表彰式典



▲永年勤続優良従業員を代表して6人が壇上になつた。
左から、25年勤続従業員の大石晴美さん、角皆晋也さん、石井文雄さん、15年勤続従業員の森田芳行さん、岡本勝さん、額賀明彦さん



▲受賞者を代表して赤帽静岡県軽自動車運送(協)の稲井弘理事長が謝辞を述べた。



▲静岡フィルハーモニー管弦楽団によるミニコンサートで受賞者を祝った。

六組合一七四人が

栄えある受賞

静岡県中央会は二月三日、静岡市の「静岡音楽会館A O I」で平成二〇年度表彰式典を開催した。

式典には、岩本俊也静岡労働局長、花森憲一副知事はじめ行政、産業支援機関関係者ら多数の来賓が臨席。業界の発展に尽力した組合や役員、永年勤続従業員らを祝った。

主催者を代表して佐野会長は、

「長年にわたり、企業や組合、さらには地域経済の発展に尽力されたことに改めて敬意を表したい。取り巻く経済環境はかつてない程厳しい状況にあるが、こうした時こそ、皆様のような優秀な人材を育てる努力が必要だ。この受賞を契機に、一層のご精進ご活躍を期待する」と受賞者を称えた。

式典では、県知事表彰・褒賞に七名、六組合が受賞。また、県中央会会長表彰として組合職員九名、永年勤続優良従業員表彰の一五年勤続の部一一一名、二五年以上勤続の部四七名がそれぞれ栄に浴した。

受賞者を代表して赤帽静岡県軽自動車運送協同組合の稲井弘理事長が謝辞を述べたあと、岩本俊也静岡労働局長、花森憲一県副知事より祝辞が贈られた。

表彰終了後は、静岡フィルハーモニー管弦楽団によるミニコンサートで受賞者を祝った。

受賞者・受賞組合は以下の通り。(敬称略)

T O P I C S

県知事表彰・褒賞

□知事表彰 産業振興功労表彰

稲井 弘 赤帽静岡県軽自動車運送協同組合理事長
片瀬 勝 静岡県電機商業組合理事長
鈴木 宏 静岡県わた寝具商工組合理事長

□産業振興知事褒章（優良組合）

御殿場市一般廃棄物処理事業協同組合
協業組合御殿場・小山ガスサービスセンター
静岡県溶接工業協同組合
静岡県消防設備保守点検協同組合
静岡県造園事業協同組合連合会

掛川工業団地協同組合

□産業振興知事褒章（組合功労者）

横山辰雄 下田青果商協同組合監事（元理事長）
名波 孝 静岡市学校給食配送協同組合理事長
石山榮一 菊川駅南新町商店街協同組合理事長
鳥山勝也 浜北機械金属工業協同組合理事長

**静岡県中小企業団体
中央会会長表彰**

□組合優良職員

村山 茂 伊東商業協同組合専務理事



▶左から、稲井弘氏、片瀬勝氏、鈴木宏氏

知事表彰 産業振興功労表彰



▶左から、御殿場市一般廃棄物処理事業協（協業）御殿場・小山ガスサービスセンター、静岡県溶接工業（協）、静岡県消防設備保守点検協、静岡県造園事業（協連）、掛川工業団地（協）

産業振興知事褒章 優良組合



▶左から、横山辰雄氏、名波孝氏、石山榮一氏、鳥山勝也氏

産業振興知事褒章 組合功労者



▶左から、村山茂氏、嶋田修治氏、井出公一子氏、又平義和氏、小長井義友氏、由井吉一氏、林原恵子氏、佐藤富美子氏、三原邦彦氏

中央会会長表彰 組合優良職員

嶋田修治 岳南第一製紙協同組合常務理事・工場長

井出スエ子 富士市水道指定工事店協同組合事務長

又平義和 静岡県木材協同組合連合会参与兼企画課長

小長井義友 清水港木材産業協同組合総務チームリーダー

由井吉一 静岡県石油業協同組合事務局次長

林原恵子 スズキ協力協同組合

佐藤富美子 浜松料理協同組合

三原邦彦 天竜木材産地協同組合事務局局長

□永年勤続優良従業員

・勤続一五年以上の部 一一一名
・勤続二五年以上の部 四七名

財形貯蓄融資制度で社内住宅融資制度を

気軽にお問い合わせ
わせ・相談を!



＝財形貯蓄融資制度のご案内＝

国の制度を活用した社内住宅融資制度で3つの大きなメリット

- ① 金利が低い ■ 年1.80% (5年固定型変動金利 2009.3.1現在)
- ② 融資額 ■ 最高4,000万円 (財形貯蓄残高の10倍以内)
- ③ 土地資金も利用できます ■ 新築資金と同時利用の場合

- ① 事業主・事業協同組合が財形住宅金融(株)(福利厚生会社)に出資していること。
(これからご利用の場合は、従業員数に応じて出資していただきます。
※出資金は750千円から3,750千円まで)
- ② 財形貯蓄を積立していること。(どこの金融機関等でもかまいません。)

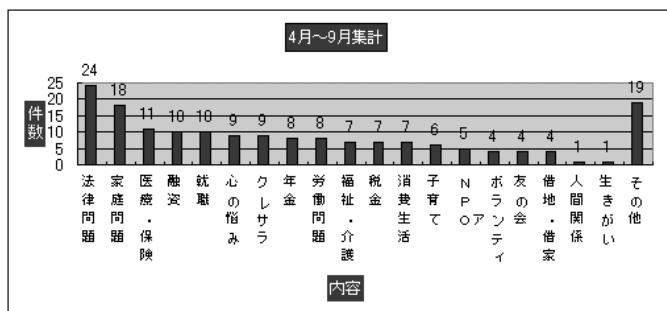
利用できる方

申込先 財団法人 静岡県財形事業協会 電話 054-221-6273

ライフサポートセンターしずおか

暮らしの中で困ったときは、気軽にご相談下さい!

- 「ライフサポートセンターしずおか」とは……
一昨年9月、静岡県労働者福祉協議会が中心となり勤労者等の「暮らしに関する不安の解消」「生活の安定」「地域福祉の向上」を目的に設立した団体です。
- 主な活動は、電話・面談での「暮らしの無料相談」、各種セミナーや情報提供(協力団体とのネットワークでご案内)による「生きがい作りのサポート」です。



昨年4～9月まで家庭問題・クレサラ・法律相談等の多くの相談が寄せられています

受付は平日9:00～17:00
相談は無料ですが、専門家に相談する場合、別途料金がかかる場合があります。



相談ダイヤル

静岡 054-273-3715
浜松 053-461-3715
沼津 055-922-3715
藤枝 054-646-6055



ホームページ <http://lifesc.blog102.fc2.com/>

多士済

設立から事務局担っ
後方支援“で組合員盛り立てる

県内の塗装看板業者で組織する任意組合の事務局に入ったのは平成九年。入って間もなく、長年の懸案だった法人化構想が具体化した。設立同意者は四六五人。この二〇年間に県内で誕生した四五〇を超える組合の中で二番目にあたる規模だ。

「任意組合と法人との違いもよく分からないまま、書類づくりをお手伝いしましたが、印鑑の多さにびっくり。五〇〇近い事業所から払い込まれる出資金の管理にも細心の注意を払いました」と組合の誕生当手を振り返る。

組合事業の柱は、県職業能力開発協会から委託を受け実施する技



静岡県塗装看板業協同組合事務局 府川郁子さん

能検定の運営や実技、学科など講習会の実施。その事務をひとりで取り仕切る。

「二所懸命に取り組む若者の姿は、とても刺激になります。受験者が力を全て出せるような環境を整えるのも役目」と検定当日は、自らも作業服を着て、教材用の部材運びや試験監督の補助と終日、会場を飛び回る。

法人化を果たし一〇年。この間、後継者難などから、組合を去る組合員を多く目にしてきた。

「組合員がやめていくのを見るのは本当につらい」と嘆息する一方、「独立開業などで、新たに組合に加わる若手も毎年いるので心強い」と喜色を浮かべる。

「組合員の“後方支援”が組合の役割。そのために何が出来るかを考え、サポートしていきたい。組合員あつての事務局」と常に心がけ事務を執る。

二〇年近く前に始めた山登り。「月に二、三回。山歩きに毛が生えた程度」と控えめだが、手にピッケル、靴にはアイゼンという出で立ちで、残雪の日本アルプス完全踏破が夢という「本格派」だ。

「夏山で見る満天の天の川に無数の流れ星、雪を抱いた冬山の圧倒感。登っている最中は、辛くてこれが最後、いつも思うのですが、下山するときは、もう次に登る山のことを考えちゃいますね」。

景況ウォッチ

(21年1月の情報連絡員月次景況調査より)

静岡県中央会に設置されている情報連絡員〔協同組合等の役職員87名に委嘱〕による毎月の景況調査の概要です。

概況

調査対象となる9項目のうち、在庫数量が前年同月を下回る結果となった。他の8項目は、依然厳しい状況で、近年で最も高い悪化傾向を示した。

前月の値との比較でも在庫数量を除く8項目で、悪化幅が拡大。世界的な不況による製造業の減産や雇用調整、個人消費の減退を原因に売上が減少し、同時に企業収益が悪化。中小企業の景況は、大幅に減退している。

業界の声

〔印刷〕 静岡市

10月頃より月を追って売上が減少。企業は無駄を省き必死で売上を伸ばそうとしている。業界全体が相当痛んできた。

〔鉄鋼・金属〕 湖西市

年明け、期待に反し発注は回復せず。設備投資的な仕事に携わっている企業は、特に世界的な不況のあおりを受けている。

〔一般機器〕 富士市

3次4次下請は仕事量が激減。不況業種では週休4日というところ。生産の3割減はよい方で、5割6割といった話もある。

〔建設〕 藤枝市

公共工事を主としている事業所では、完成検査の遅れなどにより工事代金の入金がなく、人件費、材料費を借り入れに委ねることも。資金繰りに厳しい状況が見られる。

〔運輸〕 静岡市

自動車関連事業の大幅な生産減少により、一般貨物においても輸送物量が激減し稼働率が大きく低下している。

DI値の推移

※DI値=[(増加・好転組合数-減少・悪化組合数)/対象組合数]×100

	H20.12	H21.01		H20.12→H21.1	
売上高	-66.8	-72.5	⊕	-5.7	↓
在庫数量	-8.1	-8.2	⊖	-0.1	↓
販売価格	-36.9	-49.4	⊕	-12.5	↓
取引条件	-39.1	-43.7	⊕	-4.6	↓
収益状況	-71.3	-80.5	⊕	-9.2	↓
資金繰り	-54.0	-62.1	⊕	-8.1	↓
設備操業度	-53.8	-59.0	⊕	-5.2	↓
雇用人員	-34.6	-39.1	⊕	-4.5	↓
業界の景況	-80.5	-81.6	⊕	-1.1	↓

+0.1以上…⊕ ±0.0…⊖ ~-20.0…⊖ -20.0~…⊕
なお、「在庫数量」のみマイナス値が大きいほど好要件としている。

革新企業

現場の声を商品に ”ゴム”の可能性を徹底的に追求。完全オリジナル商品が誕生

株式会社ゴムQ（掛川市）

●所在地：掛川市国安24-8

TEL 0537-7215772

http://gomuq.com/

●代表者：鈴木利明 代表取締役

●所属：大東工業団地協同組合 ほか

「”ゴム”のもつイメージを逆手にとった商品を開発したかった」。

三二歳の若き社長のことばからは、徹底した”ゴム”へのこだわりと愛着が伝わる。

掛川市内の工業団地に本社を置く(株)ゴムQは昭和五一年、現会長である先代社長が創業した工業用ゴム製品メーカー。自動車などに使われるゴム製品の製造を手がけ、業績を上げてきた。

先代が「変化の激しい時代こそ、新たな感性が必要」と鈴木利明現社長にその座を譲ったのは、平成一五年のこと。当時二六歳の青年社長は、「最初の三年で本業の工業用ゴム製品の売上を倍にする。それが実現できたら、自分のやりたいことを存分やらせてもらおう」というふたつの目標を立てた。

プロ野球選手を目指し、実業団でプレーしていた経歴をもつ鈴木社長。巨人軍の谷選手とは同期生だという。

「プロ候補生がひしめく実業団では、うかうかしていれば、すぐに振り落とされる。それに比べれ

ば、何てことない」ときっぱり。

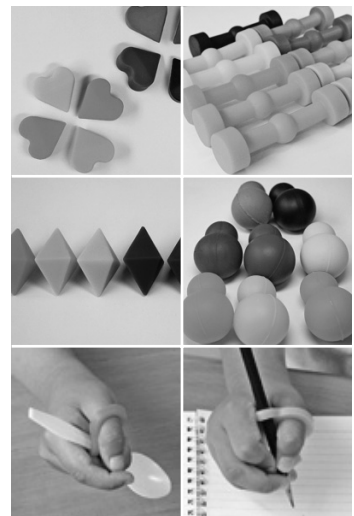
社長就任から三年後、第一の目標である本業の売上倍増を達成。そして取り組んだのが、オリジナル商品の開発だ。材料応用科学に精通する人材を迎え、デザイナーをスタッフに招くなど、設計から製造・検査・販売まで全て内省化に成功。超硬度の特殊シリコンを素材とする”Qsmile”（キュースマイル）シリーズが誕生した。

ダンベルタイプやハート型、ダイヤ型、だるま型など多彩なデザインをもつ”Qsmile”は、二〇〇℃の高温からマイナス四〇℃の低温まで耐えられる耐久性や液体に近い柔らかさに加え、一二色を超えるカラーバリエーション、食品衛生法の基準をクリアし、口に入れても無害な安全性を備えた。

「握るだけで握力回復やツボの刺激などリラクゼーション効果が得られ、介護や医療、スポーツ、健康増進などさまざまな場面で効果が期待できる」。



▲溢れるバイタリティとこだわりで次々とヒット商品を生み出す鈴木利明社長。



▲超硬度の特殊シリコンを素材とする”Qsmile”シリーズはダンベルやハート、ダイヤ、だるまなど多彩なデザインをもつ。”Qリング”（最下段）は、今年度の「グッドデザインしずおか」を受賞した。

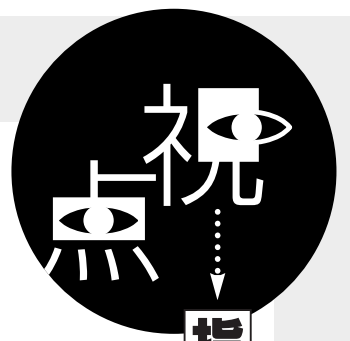
東京の雑貨量販店での販売や大手事務用品カタログへの採用も決まるなど、破格とも言える評価を得た。この成功の背景にあるのは、徹底した現場の声を生かした商品づくりである。とくに、県立こども病院の協力を得て臨床を繰り返し、開発した筆記具の持ち方補助具”Qリング”は、使う側の視点に立った商品だ。

「従来の補助具は、指でつまむことだけに注目しており、手指の発達が未熟な子どもはうまく使うことができませんでした。障害をもつ子どもが懸命に鉛筆を握ろうとする姿を見て、何とかしたいと思った」。

大小ふたつのリングをもつQリングは、大きいリングを利き手の親指に、小さいリングに筆記具を装着することで、親指、中指、そして親指と人差し指の間の三点が固定され、うまく握ることができる。またスプーンにも使用できるなど汎用性も高い。

「ゴム製品といえば、パーツやパッキンなど隠れた部分に用いられることがほとんど。そんな目立たない存在に光を当て、ゴムの可能性をとことん追求していきたい」。

青年社長の溢れるバイタリティとこだわりがゴムの可能性を無限に広げる。



企業の「生命保険」

思いも奇りぬ事態

脳が反乱を起こした。

三年前の四月、自宅で倒れ意識をなくした私は、救急車で病院に運ばれた。一六時間にも及ぶ手術を経て、奇跡的に一命を取り留めた。くも膜下出血だった。

「奇跡的に」といったのは、いくつかの偶然が私を死の淵から救ってくれたからである。

まず、自宅で倒れたこと。

もし外出時や通勤途中であれば、短時間で適切な手当てを受けられたかどうかかわからない。

二つ目には、異変にいち早く家人が気づき、迷わず救急車を呼んでくれたこと。その機転に救われた。

そして運ばれた日が土曜日の深夜であったにもかかわらず、時間を空けずに専門の医師が自宅から病院に駆けつけ適切な処置をしてくれたこと。

指
導
員
の
現
場
か
ら

こうした偶然の積み重ねをして、私は今ここにいます。

幸いなことに、肉体的な後遺症もなく、ごく普通に生活しているが、この病は、唯一、私の人生から嗅覚を奪い取った。

嗅覚をなくしたことで、季節を香りで感じるようなことはできなくなりましたが、その現実を実感するたびに自らの戒めとすることができている。

得てして人生には、幸運と不運とがかわるがわる起こるものだ。企業経営も大きく言えばそういうことだろう。しかし、人生も経営も、幸運のみに身を委ねて前に進むことはできない。

企業の危機管理

経営者にお話を伺うと、会社の存亡に係わる「武勇伝」を拝聴することがある。

「このままでは会社がダメになる」。会社存亡の淵に立つ緊張感のなかで、経営者は策

を考え、迷いに迷い、意を決して断を下す…。経験談が先に進むにつれ、まさに緊迫した情景が胸を突いてくる。

企業経営には、私が経験したことと同じように、その生死を分かつような機会が突然訪れないとも限らない。もちろん、先ほどの武勇伝の中にも「実に幸運だった」と述べられる経営者もおられた。

しかしそれは、経営者が従前からリスクを想定し、策を練っていたことが、結果的に幸運を引き寄せていることが多い。

平時に有事の対策を

あらゆるリスクを想定し対策を検討していくことは、企業の安定に不可欠な要素のひとつである。

リスクへの備えには、それなりの時間や労力など、さまざまなコストを要する。今の利益に直結しないことも多い。

しかし、リスクへの対策は、人間で言えば生命保険のよくなもので、いざという時、

必ず役に立つ。人と同じく、健全な時にこそ、有事への対策をしっかりと考えておきたいものだ。

考えてみれば、経営者の周辺には、経済そのものの変化だけでなく、大地震で施設が破壊され、事業の継続が困難になったり、突然大流行した新型インフルエンザによって多くの従業員が就業不能になる…等々、企業活動を阻害する脅威が数多く潜んでいる。

これらひとつひとつに綿密に対策を構えることは至難の業だ。しかし、こうしたことが、企業各社に共通する課題で、一様に検討を要するものであるならば、例えば組合で研究会を立ち上げてみるのはどうだろうか。そこで、時には外部の専門家をまじえ情報交換し、対策を検討し合うのも有効だ。

思いも奇らない事態はいつやってくるかわからない。

「転ばぬ先の杖」を手にしているかどうかでその後の経営は大きく変わる。私自身も肝に銘じているところだ。(田中秀)

どなたでもお気軽にご利用いただける公共の宿。

ゆとりと
くつろぎの宿

おおとり荘

〒410-2201 静岡県伊豆の国市古奈1133
TEL (055) 948-1095 (代)

高原の宿

富士ハイツ

〒417-0801 静岡県富士市大淵115
TEL (0545) 35-2311 (代)

財団法人 静岡県労働福祉事業協会

〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町5-1 TEL (054) 221-6250 FAX (054) 251-8326

W o r k

【第2部】14：45～16：15

決め手は“不動の覚悟”と“賢い行動”
困難をも力に変え、人を魅了するビジネススタイルで成功する。女性として、母として、そして経営者として、さまざまな苦難にぶつかりながらも、働くことをあきらめずに女性起業家として成功している飯田ようこさん。起業に必要なのは「覚悟と人との繋がり」と語る現代を強く生きる女性起業家の豊富な経験や、社会起業家を目指す今後の展望などをお話しいたします。

●飯田ようこさん シンシアスタイル(株)代表取締役

【第3部】16：30～17：30

交流会という名の“TEA PARTY”

参加者同士が交流するためのパーティです。情報交換をしたり、仲間づくりをしたり、ネットワークを広げましょう。

【特別企画】

アオノミート+静岡県立大学+静岡市産学交流センター
理想のカラダ作りをはじめ「低GI食」。健康なカラダ作りのための、ヘルシーな食生活を提案します。産学共同で研究開発した、血糖値の上がりにくい献立をみなさんに紹介します。

《お申込み》SOHOしずおか

ファックス、Eメール、ホームページのいずれかでお申込みください。

■会 場：ペガサートビル6階

静岡市葵区御幸町3-21

TEL：054-275-1655

■定 員：100名（定員になり次第、締め切らせていただきます。）

■F A X：054-653-8801

■E-mail：info@soho-shizuoka.gr.jp

■http://www.soho-shizuoka.gr.jp/shizuoka

《一時保育の申込み（有料・定員あり）》

NPO法人男女共同参画フォーラムしずおか

■T E L：054-248-7401

受付時間：平日9：00～17：00

※1人につき500円となります。

※満1歳児から未就学児までお預かりします。

※定員になり次第、締め切らせていただきます。

「春闘に関する要請」の指導と周知を

連合静岡の吉岡秀規会長、小塚則久副会長（中小労働委員会委員長）ら4人が2月3日、本会に佐野光治会長を訪ね、雇用安定・創出や派遣・請負労働者の雇用契約解除等に関する改善などを求める「2009春季生活闘争に関する要請書」を手渡し、本会傘下の各団体・企業に以下の周知を要請した。

1.雇用安定・創出

労使の真摯な話し合いと協力による可能な限りの雇用確保、雇用確保の有効な手段としてのワーク・シェアリングの研究や実施の模索。新採用を見込む企業の中途採用の前倒しなど雇用拡大や新採用情報の提供。

2.派遣・請負労働者の雇用契約解除等に関する改善

派遣労働者の雇用契約解除が発生する場合は、労働者派遣法に則った対応が厳格に行われるよう指導と周知の徹底。やむを得ず契約解除を行う場合も、住宅困窮者に陥らないよう、派遣元・派遣先企業に対する人道的な観点から住宅の確保が得られるような指導。

3.賃金の維持・改善

労使双方が賃金カーブを確認し、最大限その維持に向けた努力とともに、その改定に際しては、連合が集約した定期昇給相当額と年齢別ミニマム額を参考に、物価上昇分に関する考え方も含め十分な協議が行われるような指導。

4.非正規労働者の処遇改善

パート労働者を含む全従業員対象の企業内最低賃金協定の締結、パート労働者の処遇改善に関する指導。更にパート労働者の適正な労働条件（労働条件の明示、労働時間の適正な管理、有給休暇の適正付与など）の確保や雇用及び社会保険の加入について、関係法規遵守によるトラブルを未然に防ぐための指導の徹底。

5.法令遵守

労働関係法令で定める労働契約締結及び解除に関する法規に違反する場面が多く見受けられるので、その改善に関する指導・周知。



▲吉岡連合会長（左）から佐野会長に要請書が手渡された。

産学共同研究成果発表会 ～地域の課題を解決する～

静岡市産学交流センターでは、地域の産業が抱える身近な課題について、大学と企業とが共同で取り組む「地域課題に係る産学共同研究」の委託事業を公募、平成20年7月より8ヶ月をかけて研究を行って参りました。

それらの研究を多くの方々に知っていただき、その結果を広く活用していただきたく、このたび成果発表会を開催いたします。静岡市地域のビジネスに深く係った研究テーマばかりです。多くの皆様のご来場をお待ちしております。

【第1部産学共同研究成果発表会13：30～16：40】

- 『GABA茶と自律神経活動に関する研究』
…GABA茶の抗ストレス・リラックス効果など
- 『三保地下海水を利用した
鮎の陸上養殖の餌の開発』
…食品廃棄物を再活用した、新たなアワビのエサ
- 『新規な余剰汚泥減容化システムの
開発と事業性調査』
…産業廃棄物（余剰汚泥）の削減システム
- 『植物の光合成量測定装置の製品化』
…CO₂を精密に測定できる装置
- 『ペルチェ素子とスパイラルヒートシンク
による新しい冷暖房システムの開発研究』
…地球環境に優しいトラック用冷暖房
- 『中心商店街の愛着度に関する研究』
…魅力ある商店街とは？紺屋町商店街の取り組み

【第2部交流会16：45～18：00】

産学共同研究から生まれた開発品の展示も行います。これら関係者との情報交換と交流に、ぜひご参加ください。

《開催概要》

- 日 時 平成21年3月17日（火）
13：30～18：00（開場13：00）
- 会 場 B-nest静岡市産学交流センター
6階プレゼンテーションルーム
（静岡市葵区御幸町3-21ペガサート6階）

■募集人員 70名（定員になり次第終了）

■参加費 無料

■お申込み方法

FAXまたはメールで静岡市産学交流センターまでお送りください。

（参加申込書は下記のホームページからダウンロードできます）

■主 催 B-nest静岡市産学交流センター

■お申込み・お問合せ先

B-nest静岡市産学交流センター

〒420-0857

静岡市葵区御幸町3-21 ペガサート6・7階

TEL：054-275-1655 FAX：054-275-1656

http://www.hanjyou.jp

e-mail：info@hanjyou.jp

第4回静岡発！女性ビジネスフォーラム 世の中のどこにもないサービスが社会を変える

女性とビジネスをテーマに開催する「女性ビジネスフォーラム」。今回は、若き社会起業家、女性起業家に、新しい価値をうみだすビジネスを始めたい着眼点や経緯、その挑戦を伺います。誰にでもあるチャンスを活かした起業への可能性を切り拓きます。

■日 時 平成21年3月21日（土）
13：30～17：30（受付12：30）

■場 所 B-nest静岡市産学交流センター
（ペガサート6階）

■参加費 無料

【第1部】13：00～14：30

働く女性を応援したい

仕事か子育て、二者択一時代を終わらせる。国や行政、企業が手を出せなかった病児保育という領域をカバーして社会起業家として活躍する駒崎弘樹さんのお話を伺います。社会問題を解決する仕事を創り出す可能性は一人ひとりの足元にあります。主体的な社会との関わりから、ビジネスチャンスがうまれます。

聞き手：橋本恵子さん Win-Winプロジェクト代表

●駒崎弘樹さん NPO法人フローレンス代表

くみあい百景

寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合

自然環境を活かし
日本一清楚な温泉保養地に

住所 〒428-0411
榛原郡川根本町千頭270番地の3
理事長 望月静馬
組合員 21人
設立 平成12年4月
TEL 0547-59-1011
FAX 0547-59-1012
URL <http://www.sumatakyo-spa.com>



▲美しい渓谷美に囲まれた寸又峡温泉の入り口。

無垢の自然に溢れる

南アルプスの深い山々に囲まれた寸又峡。エメラルドグリーン水面にかかる夢のつり橋。新緑や紅葉の季節には、一際美しい表情を見せる渓谷の数々。「二一世紀に残したい日本の自然一〇〇選」に選ばれるなど、無垢の自然に溢れるわが国有数の景勝地である。

寸又峡までは、SL列車で有名な大井川鉄道に揺られ、行くことができる。金谷から終点の千頭までおよそ七五分、そこでバスに乗り換え四〇分程で到着する。自家用車を利用すれば、金谷から一時間半程で行くこともできる。

昭和三十七年に源泉開発が行われ、温泉観光地として本格的にスタート。南アルプスの麓から湧き



湯上り肌が「つるつるすべすべ」の町営露天風呂「美女づくりの湯」。



出す温泉は、硫化水素系単純硫酸黄泉で、湯上り肌が「つるつる」「すべすべ」「する美肌効果から「美女づくりの湯」と呼ばれ、多くの観光客に親しまれてきた。

地域全体でスクラム

開湯当時、旅館業者は「旅館組合」、飲食店・土産物店は「商店発展会」というそれぞれ二つの任意組織を立ち上げ、誘客活動を展開してきた。

しかし平成に入り、不況の長期化による観光客の減少、後継者問題なども重なり、地域が一体となり観光活性化に取り組むべきことが急務となっていた。

そこで平成一二年四月、この二つの組織を母体に、旅館・飲食店・土産物店・マッサージなど、

寸又峡温泉の全事業者三〇名がスクラムを組み組合を設立した。「地域が結束し共通の目標に向かうことで、積極的な誘客活動が展開できる。法人化で組織運営も公明正大になり信用力・発言力も強化できる」。設立発起人も努めた望月理事長は述懐する。

コンセプトと三大原則

組合は、誘客キャンペーンや多彩な観光イベントを実施、積極的な誘客活動を行っている。

「誘客活動を行う上で、寸又峡の良さを強くアピールすることが大事。コンセプトを明確に定め、それに基づき組合員が一丸となり魅力ある温泉地づくりに取り組む姿勢が必要」と理事長はコンセプトづくりの意義を説く。

設立三年目を迎えた平成一四年。寸又峡温泉は開湯四〇周年を迎えた。記念すべきこの年、コンセプトを「日本一清楚な温泉保養地づくり」に決定した。

同温泉では、開湯当初から、①ネオンサインをつけない②山への立て看板をつけない③地元芸者やコンパニオンを置かない。以上の三大原則を作成し統一したイメージづくりに取り組んできた。明確な

組合活性化情報



▲「寸又峡の魅力を世界に向け発信したい」と望月理事長。

けるように、車両乗入れを規制す

シーズンには重要な仕事となる。

また、駐車場施設の運営管理も

「湯楽戯（ゆらぎ）手形」を販売し、観光客に多彩な温泉利用を提

供している。

温泉内にある町営露天風呂「美女づくりの湯」の運営管理も組合

が行う。町営露天風呂を含め組合員の温泉施設三箇所が利用できる

「湯楽戯（ゆらぎ）手形」を販売し、観光客に多彩な温泉利用を提

山岳図書館を開館

この原則を堅持し、「天狗まつり」「和紙のあかり展」「温泉感謝祭」「民話の語り部」など、伝統的・幻想的イベントを工夫を凝らし実施していくことで、日常生活の喧騒を忘れ、落ち着いた静かな時間を過ごせる保養地づくりを目指している。

組合は寸又峡温泉への誘客を図るため、施設面の運営・整備にも力を注いでいる。

温泉内にある町営露天風呂「美女づくりの湯」の運営管理も組合が行う。町営露天風呂を含め組合員の温泉施設三箇所が利用できる

「湯楽戯（ゆらぎ）手形」を販売し、観光客に多彩な温泉利用を提

▼3月20日に竣工式を迎える「南アルプス山岳図書館」。



る。パーク&ウオーク“を六年間続けてきたが、補助金の打ち切りなどで、昨年止む無く中止。当地域は観光産業が根幹であるので、官民一体で事業継続を検討するこ

とが必要」理事長は強調する。

今年三月、新たな試みとして、南アルプス・奥大井の歴史や文化、自然を伝える拠点「南アルプス山岳図書館」を開館させる。

「南アルプス・奥大井は本州で唯一環境省の原生自然環境保全地域に指定されるなど、世界遺産に

匹敵する自然環境が残る。この自然を守り、拠点づくりを進めるこ

とで、寸又峡の魅力を世界に向け発信していきたい」。理事長は、富士山静岡空港開港も視野に入

れ、誘客増へ積極的な取り組みを続ける。

る。パーク&ウオーク“を六年間続けてきたが、補助金の打ち切りなどで、昨年止む無く中止。当地域は観光産業が根幹であるので、官民一体で事業継続を検討するこ

とが必要」理事長は強調する。

今年三月、新たな試みとして、南アルプス・奥大井の歴史や文化、自然を伝える拠点「南アルプス山岳図書館」を開館させる。

「南アルプス・奥大井は本州で唯一環境省の原生自然環境保全地域に指定されるなど、世界遺産に

匹敵する自然環境が残る。この自然を守り、拠点づくりを進めるこ

とで、寸又峡の魅力を世界に向け発信していきたい」。理事長は、富士山静岡空港開港も視野に入

れ、誘客増へ積極的な取り組みを続ける。

セーフティネット貸付を拡充しました!

《制度の概要》

日本政策金融公庫は、景気後退により経営環境が悪化するなか、資金繰りでお困りの中小企業のみなさまを積極的に応援します。

■セーフティネット貸付の特徴

○長期・固定の安定資金です。

○担保や保証人に対するお客さまのご要望にも弾力的に対応しています。

ピンチをチャンスに!
公庫に相談だ!

		セーフティネット貸付	
		経営環境変化対応資金	金融環境変化対応資金
ご利用いただける方		○社会的・経済的環境の変化等により、売上や収益が減少する等、業況が悪化している方 *新たに設置された『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口にご相談いただくことでもご利用が可能です。	○金融機関との取引状況の変化等により、資金繰りに困難を来している方 ○国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から借入残高の減少等の取扱いを受けている方
ご融資限度額	国民生活事業	4,800万円(注)	4,000万円(別枠)
	中小企業事業	7億2,000万円	3億円(別枠)
ご融資期間(据置期間)		設備資金: 15年以内(3年以内) 運転資金: 8年以内(3年以内)	設備資金: 15年以内(3年以内) 運転資金: 8年以内(3年以内)
利率		基準金利 (ただし、最近の売上、利益率等が減少するなど業績が特に悪化している方の運転資金は、「基準金利-0.3%」)	

(注) 生活衛生セーフティネット貸付は、運転資金のみ、5,700万円以内です。

〈お問合せ先〉 日本政策金融公庫 静岡支店 国民生活事業: TEL 054-254-4411 / 中小企業事業: TEL 054-254-3631



読者プラザ

継続は力なり

中央会 業務管理課
中島 優希



私は小学生の頃から続けているスポーツがあります。

それは、サッカーです。

今では月に何度かボールを触る程度になりましたが、中・高生の頃は地元の女子チームや県選抜として毎日のように練習に励んできました。

試合に勝って皆で喜びを分かち合ったこと、全国大会の決勝で負けて流した悔し涙などいろいろな思い出が今も鮮明に思い出されます。

そんな生活の中で私は、サッカーの技術はもちろんのこと、礼儀や忍耐力や協調性、そして何より継続することの大切さを学びました。

縁あって中央会に入会し、昨年12月には職員として正式に辞令をいただきました。

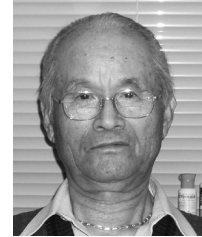
サッカー生活の中で学んだことを忘れずこれからも仕事に励みたいと思っています。



新設組合紹介

市が発注する家庭系一般廃棄物の
収集運搬業務を共同受注

大井川環境協同組合
焼津市
渡辺 一文 理事長



組合員は、旧大井川町発注の一般廃棄物収集運搬業務を請負う収集運搬業者4社。

合併後の新焼津市が21年度に発注する旧大井川町地域等の家庭系一般廃棄物（可燃ごみ）処理の共同受注を目標に掲げ、設立を果たした。

組合は、市の発注する収集運搬業務を一括受注し、組合員に配分。組合による当該業務の一元管理により、地域間で隔たりのない質の高いサービスを継続的に提供していく。

加えて、日常業務で使用する資材などの一括購入を通じたコスト削減や組合員およびその従業員の資質の向上を目的とした教育情報事業、同業者間の団結力を増すための福利厚生事業など、組織化のメリットをフルに活かした事業を展開。行政サービスの一端を担う当該業務の更なる質の向上と安定を目指した事業実施体制の確立を図る構えだ。



“ゴム”へのこだわりとその可能性を追求し、新感覚のオリジナル商品を次々と生み出すのが、今月の「革新企業」で取材した(株)ゴムQ。

鈴木利明社長は、巨人軍で活躍する谷選手と実業団で同期生だったというスポーツマン。

その鈴木社長が率先して取り組むのが、事大主義に陥らない気風づくりだ。

「たとえば“A”と“B”のどちらかを商品化したいとき、従業員が『本当は“A”にしたいけ

ど、社長が“B”と言うから』という雰囲気は絶対につくりたくない。そのためには、普段から立場にとらわれず闊達に意見を言える土壌がなければダメ」と力を込める。

「モノが売れない時代を生き残るためには、企画力が絶対に必要。それは取りも直さず“人”」。

プロ野球選手になる夢は果たせなかったが、社員という“チームメイト”とともに、新たな夢を目指す若き社長は“ゴム”のように柔軟だ。(住川)

中小企業静岡 3月号 (通巻664号)

- 発行人 / 静岡県中小企業団体中央会 〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 TEL/054-254-1511 FAX/054-255-0673
 - 東部事務所 〒410-0881 沼津市八幡町7番1号 TEL/055-963-4511 FAX/055-963-8307
 - 西部事務所 〒430-0929 浜松市中区中央1丁目17-19 TEL/053-453-2195 FAX/053-453-2198
 - 中央会ホームページ <http://www.siz-sba.or.jp/> ● E-mailアドレス joho-kikaku@siz-sba.or.jp
- 皆様のご意見をお待ちしております。(TEL、FAX等でもお受け致します。)

至急

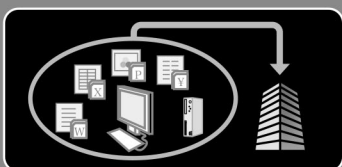
バックアップサービス 「用心坊」デモ機設置のお知らせ

静岡中央会では事業災害、障害対策について準備出来るよう
バックアップサービス「用心坊」を用意しております。
今般、静岡中央会(相談コーナー)にデモ機を設置致しましたので、
ご興味のある方、ご来会の際にはぜひご覧ください。

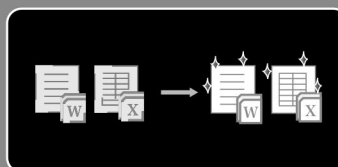
📞 用心坊デモ説明に関するお問い合わせ先

担当:調査研究課 草島 信介、山本 つかさ
連絡先:054-254-1511

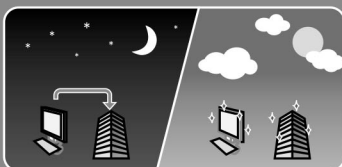
ポイント
1 まるごとバックアップ



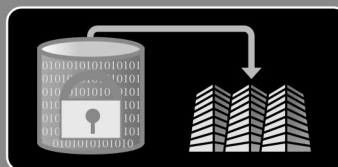
ポイント
2 万が一でも素早い復旧



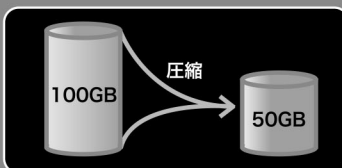
ポイント
3 完全自動バックアップ



ポイント
4 信頼できるセキュリティと安心できる耐震性



ポイント
5 大容量保管スペースを安価に提供



静岡県中小企業団体中央会
〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町44-1 TEL 054-254-1511

静岡県中央会
災害・障害対策用
バックアップサービス
ここをクリック!

詳しい内容は
中央会ホームページ
<http://www.siz-sba.or.jp/>

県下6ローンセンターで 毎週日曜開催中!

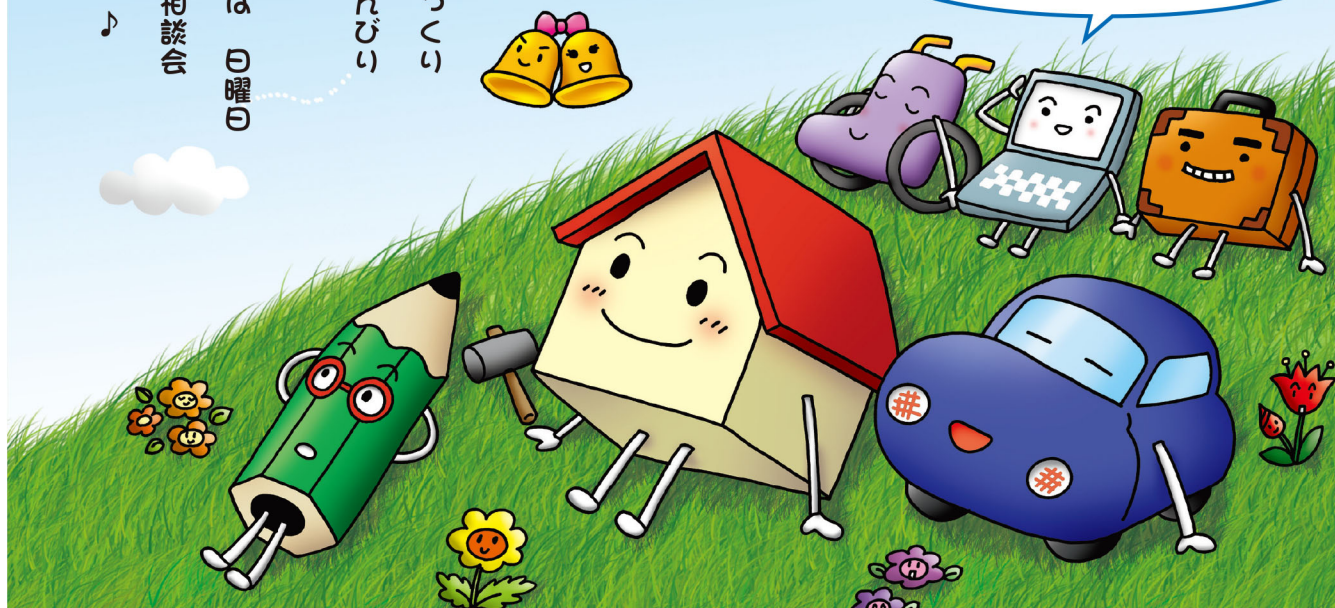
平日いそがしいあなたに。毎週日曜はローン相談デー!

日曜のんびり相談会

9:00~12:00 13:00~16:00 毎週日曜開催
※一部開催しない日もございます。

♪ ゆっくり ゆっくり
のんびり のんびり
相談できる
ローンの相談は 日曜日
日曜のんびり相談会
(くろうぎん)

ご予約お待ちしております。



お休みの日はのんびり、じっくり。ふだんできないローンの相談、くろうぎん)でしましょ。
お仕事で忙しいあなたを日曜日にたっぷり応援します。

コチラも
どうぞ!

毎週水曜日はローン相談デー
くろうぎん)全店OPEN!
水曜よりみち相談会

毎週水曜日 17:00~19:00
ご予約不要!!お勤め帰りにお気軽にとどうぞ!
水曜日が祝日の際はお休みさせていただきます。

ビボパdeくろうぎん 携帯電話からでもOK!

フリーダイヤル 平日 9:00~17:00

0120-609-123

インターネットホームページ

<http://shizuoka.rokin.or.jp>

ふれ愛バンク
くろうぎん

静岡県労働金庫

くろうぎん)が初めての方でもOK!お勤めの方でしたらどなたでもご利用いただけます。